

見附市行政区及び嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第9号

見附市行政区及び嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則

見附市行政区及び嘱託員の設置に関する規則（昭和45年見附市規則第8号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「招集する」を「招集することができる」に改める。

別記様式中

「

氏	名	(押印不要)
---	---	--------

」を

「

氏	名	(本人署名・押印不要)
---	---	-------------

」に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。